

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	上田看護専門学校
設置者名	一般社団法人 上田市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
医療専門課程	看護学科3年課程	夜・通信	97 単位	10 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページに掲載 https://ueda-kango.ac.jp

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	上田看護専門学校
設置者名	一般社団法人 上田市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	学校運営会議は、次の事項について審議する。 （１）学校の運営に関する事項 （２）学則又は諸規定に関する事項 （３）学校の教育計画、教育内容に関する事項 （４）学校の予算及び決算の承認に関する事項 （５）学生の進級及び卒業並びに入学、休学、転学、復学及び退学に関する事項 （６）賞罰に関する事項 （７）その他学校運営に関し重要と認める事項 （参照：学則施行細則第 8 条）

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
上田市医師会理事	2025. 6. 27 ～2027. 6 総会 終結時まで	学校担当主務理事
上田市医師会理事	2025. 6. 27 ～2027. 6 総会 終結時まで	学校担当理事
（備考）		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	上田看護専門学校
設置者名	一般社団法人 上田市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) ・毎年年度末に教材・テキストの改訂内容や国家試験の出題基準を確認した上で次年度の講師と検討し授業計画書(シラバス)を作成し、教務会議で全体調整と最終確認を行う。 ・各授業科目は実務経験のある教員および外部講師を選定し、シラバスには科目名、配当学年・時期、単位数・時間数、授業回数、担当講師名、科目の概要、学習目標、学習内容、学習方法、単位・成績の認定方法、テキスト・参考文献などを記載する。 ・学生便覧に単位認定のための評価基準について記載する。 入学時に授業計画書(シラバス)3年間分を全学生に配布し、学生便覧で確認しながら学科進度・履修について説明している。	
授業計画書の公表方法	ホームページに掲載 https://ueda-kango.ac.jp
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) ・科目の履修認定は学則施行細則第9条(単位の認定及び科目の履修認定)、諸規定学習評価規定、シラバスの評価方法に基づき厳正かつ適正に成績評価及び単位認定を実施する。 ・成績については点数で表し、100点満点の60点以上を合格とする。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ・履修科目の成績評価を100点満点で点数化し、全科目の平均点を算出する。 ・授業科目、実習科目ごとに平均点を算出し学生に公表する。 ・全科目の平均点・指標の数値～50点、50～60点、60点～70点、80点～90点、90点～100点とし、該当する学生の人数を示した。 1学年 下位 1/4 4人 下位 1/4 に該当する指標の数値 70.0点以下	
客観的な指標の算出方法の公表方法	ホームページに掲載 https://ueda-kango.ac.jp
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 【卒業認定】 学則第15条（進級又は卒業の認定）、学則施行細則第9条、学習評価規程第9条（卒業認定）に基づき、学校運営会議の決議を経て認定を行う。 【期待される卒業生像】 1. 人間を総合的に理解し、お互いに尊重した上で関係を形成する能力を有する。 2. 看護師としての社会人基礎力を有する。 3. 臨床判断を行うための基礎的能力を有する。 4. 保健・医療・福祉システムの中で、協力・調整する基礎的能力を有する。 5. 自らを向上させるために、主体的に学習を探究できる姿勢を有する。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	ホームページに掲載 https://ueda-kango.ac.jp

様式第 2 号の 4－②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第 2 号の 4－①を用いること。

学校名	上田看護専門学校
設置者名	一般社団法人 上田市医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://ueda-kango.ac.jp で閲覧可能
収支計算書又は損益計算書	https://ueda-kango.ac.jp で閲覧可能
財産目録	
事業報告書	https://ueda-kango.ac.jp で閲覧可能
監事による監査報告（書）	https://ueda-kango.ac.jp で閲覧可能

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療（看護）		医療専門課程	看護学科 3 年課程		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3 年	昼	107 単位	84 単位		23 単位			
			107 単位					
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
120 人		49 人	0 人	13 人	100 人	113 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）全授業科目において実務経験のある教員や外部講師を選定し、授業方法及び内容（科目の概要・学習目標・授業計画・評価方法・テキスト等）を記載したシラバスを作成している。年間の授業計画は「学科進度表」に示している。
成績評価の基準・方法
（概要）※様式 2 号の 3 の 2・3 の記載を再掲 ・科目の履修認定は学則施行細則第 9 条（単位の認定及び科目の履修認定）、諸規定学習評価規定、シラバスの評価方法に基づき厳正かつ適正に成績評価及び単位認定を実施する。 ・成績については点数で表し、100 点満点の 60 点以上を合格とする。 ・履修科目の成績評価を 100 点満で点数化し、全科目の平均点を算出する。 ・授業科目、実習科目ごとに平均点を算出し学生に公表する。

卒業・進級の認定基準
(概要) 【卒業認定】学則第 15 条（進級又は卒業の認定）、学則施行細則第 9 条（単位の認定及び科目の履修認定）、学習評価規定第 9 条（卒業認定）に基づき学校運営会議の決議を経て認定を行う。 【進級認定】学則第 9 条（単位の認定及び科目の履修認定）、学則施行細則第 9 条（単位の認定及び科目の履修認定）、学習評価規定第 8 条（進級認定）に基づき学校運営会議の決議を経て認定を行う。
学修支援等
(概要) ・入学時より就職ガイダンスを実施し、担当を決め就職に関する情報提供、就職相談に応じる。 ・入学時に学校独自の修学資金制度、各種奨学金について説明し、必要なサポートを受けられる様支援する。 ・学生の相談窓口を明示し対応する。スクールカウンセラーを配置し、連携を図り学生の相談に対応する。（2 回/月カウンセリング日を設け、学生は学校を通さず直接メールでカウンセラーに依頼することができるようになっている。） ・入学時より国試対策担当教員が国家試験対策について説明し、看護師国家試験対策プログラムを組み実施する。 ・成績低迷者、希望者には個別面接、指導を行う。教務会議で情報を共有し統一した指導を行う。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
21 人 (100%)	0 人 (0%)	18 人 (85.7%)	3 人 (14.3%)
(主な就職、業界等) 病院・診療所			
(就職指導内容) 就職担当を決め、学生の志望状況を確認し、就職相談や面談・指導を個別に行う。医療機関に関する情報提供、就職ガイダンス・就職セミナーの紹介等を行い、就職活動の進め方など段階を追って指導する。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格 専門士			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
59 人	3 人	5.1%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 面接・カウンセリングを重ね、相談に乗り、意思決定を支える		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
看護学科 3年課程	150,000 円	408,000 円	250,000 円	教材費、施設設備費、クラス 費(3年間分の教科書代は含ま ず)
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援(任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページアドレス https://ueda-kango.ac.jp		
第三者評価の基本方針(実施方法・体制)		
1. 学校関係者評価委員会の目的 学校からの自己評価報告書、参照資料等に基づき、学校関係者評価委員会を開催して、自己評価の結果について委員の方々から意見・助言をいただき、学校運営等の改善を図る。 2. 学校関係者評価委員会の構成委員 学校関係者評価委員2名(上田市教育委員長・実習病院看護部長)と自己評価委員(学校長・副学校長・事務局長・教務課長・教務課長補佐・看護3主任・看護3主任補佐・庶務主任) 3. 学校関係者評価委員会内容・開催回数 学生アンケート、講義・実習等振り返りシート等をもとに、学校職員で自己点検を行い、自己評価委員でまとめた自己評価報告書をもとに、課題・対策を説明。学校関係者評価委員から主に教育理念、学校運営、教育活動、学生支援、財政等10の評価項目について意見・ご助言いただく。年1回4～5月に月開催。 4. 上記結果については、教務会(課題・対策の明確化)、学校運営会議で報告。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
上田市教育委員長	2025.4.1～2027.3.31	学識経験者
丸子中央病院看護部長	2026.4.1～2028.3.31	実習先看護部長

第三者評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページアドレス https://ueda-kango.ac.jp
(備考)
第三者評価 未実施

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページアドレス https://ueda-kango.ac.jp

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H120320300070
学校名（〇〇大学 等）	上田看護専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	一般社団法人 上田市医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		13人（ － ）人	11人（ － ）人	13人（ － ）人
内 訳	第Ⅰ区分	一人	0人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅱ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（ 一人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 一人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	一人	一人	
	区分外（多子世帯）	一人	一人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				13人（ － ）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	一人
年間計	一人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	一人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	一人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。